

# 補償制度の内容

この補償制度は、一般社団法人 愛知県建設業協会が保険契約者となる団体契約に基づくもので、引受保険会社と包括契約方式による建設工事保険および土木工事保険契約を締結します。補償制度加入者は本保険の被保険者（補償の対象者）となります。

この補償制度にご加入いただけるのは、一般社団法人 愛知県建設業協会の会員に限ります。

ご加入の内容は、保険の種類に応じた普通保険約款および特約によって定まります。詳細は普通保険約款および特約をご確認ください。また、ご不明な点については、取扱代理店または引受保険会社までお問い合わせください。

- \* 取扱代理店は、引受保険会社との委託契約に基づき、保険契約の締結・保険料の領収・保険料領収証の交付・契約の管理業務等の代理業務を行っています。したがって、取扱代理店にお申し込みいただき有効に成立したご契約は、引受保険会社と直接契約されたものとなります。
- \* ご契約内容の変更の際には必ずご連絡願います。  
ご契約後に次に掲げる事実が発生した場合には、すみやかに取扱代理店または引受保険会社にご内容をご通知ください。  
ご通知がない場合、変更後に生じた損害については保険金をお支払いできないことがあります。
- 保険契約者、加入申込人または加入者の住所など、保険証券に記載された事項の変更
- この保険契約と補償の範囲が重なる他の保険をご契約されたとき
- その他、保険証券、加入者証（加入申込票を含む）等の記載事項に重要な変更を生ずべき事実が発生したとき
- \* ご加入申込人と被保険者（補償の対象者）が異なる場合には、この書面に記載の事項につき、被保険者にも必ずご説明ください。
- \* 保険会社が経営破綻した場合等のご契約者の保護について（平成18年4月改正）
  - ・ 引受保険会社の経営が破綻した場合など保険会社の業務または財産の状況の変化によって、ご加入時にお約束した保険金、解約返れい金等のお支払いが一定期間凍結されたり、金額が削減されることがあります。
  - ・ 引受保険会社が経営破綻に陥った場合のご加入者保護の仕組みとして、「損害保険契約者保護機構」があり、引受保険会社も加入しております。この保険は、ご加入者が個人、小規模法人（破綻時に常時使用する従業員等の数が20人以下の法人をいいます。）またはマンション管理組合である場合に限り、損害保険契約者保護機構の補償対象となります。
  - ・ 補償対象となる場合には保険金や解約返れい金は80%まで補償されます。ただし、破綻前に発生した事故および破綻時から3ヶ月までに発生した事故による保険金は100%補償されます。
- \* ご加入の際は、加入申込票の記入内容を再度ご確認ください。ご加入申込人および被保険者（補償の対象者）には、ご加入時に引受保険会社に重要な事項についてお申し出いただく義務（告知義務）があり、取扱代理店には告知受領権があります（取扱代理店に対して告知いただいた事項は、引受保険会社に告知いただいたものとなります）。加入申込票に記入された内容が事実と相違する場合や該当項目に記入がない場合には、保険金をお支払いできないことがありますのでご注意ください。また、ご加入の内容と補償の範囲が重なる他の保険契約等がある場合は必ずお申し出ください。

お問い合わせ先

## 一般社団法人 愛知県建設業協会

TEL 052-242-4191 FAX 052-242-4194

〒460-0008 愛知県名古屋市中区栄3-28-21

● 制度運営会社: 社団法人 愛知県建設業協会

● 保険部分についての引受保険会社

三井住友海上火災保険株式会社 名古屋企業営業第二部第三課  
〒460-8635 名古屋市中区錦1-2-1 (三井住友海上名古屋ビル7階) 電話 052-203-3553

● 保険部分についての取扱損害保険代理店

現地取扱代理店

エムエスティ保険サービス株式会社

〒460-0003 名古屋市中区錦2-20-8 東栄ビル 電話 052-221-8543 FAX 052-201-9663

制度幹事代理店 株式会社 建設産業振興センター 東京都港区虎ノ門4-2-12 電話 03-5473-4590

# 建設工事・土木工事 総合補償制度

この機会に  
ぜひご加入を  
ご検討  
ください!!



平成24年度 一般社団法人 愛知県建設業協会

## 特色

- 年間包括契約で、保険期間中に発生する工事中の事故を補償します。
- 予め定められた工事すべてが自動的に保険の対象となるので、保険の手配忘れが生じません。
- 工事1件ごとに保険を申込み煩雑な手続きが省けます。
- 発注者から工事保険の付保を求められた場合でも安心です。
- 保険料は、全額損金処理できます。

(平成24年11月現在)

## I 土木工事保険

保険期間中かつ対象工事の工事期間中に工事現場において、次の物件が不測かつ突発的な事故により物的損害を被ったときに、復旧に要する費用を保険金としてお支払いします。  
保険の対象は工事現場における次のいずれかに該当するものです。

- 1.本工事（完成引渡しを要する工事の対象物）
- 2.本工事に付随する仮工事（支保工・足場工・土留工・締切工など）の対象物
- 3.工事用材料・工事用仮設材<当該工事専用のもののみ>
- 4.工事用仮設建物およびこれらに収容されている什器・備品（家具・衣類・寝具・事務用具・非常用具に限ります。）

### 【ご注意】

- ・上記3、4については当該工事専用のものに限り、
- ・下記の物件に生じた損害はお支払いの対象外となります。
  - ①据付機械設備等の工事用仮設備・工事用機械器具およびこれらの部品（バックホウ・ユニック・クレーン・掘削機などの損害はお支払いの対象外となります。）
  - ②航空機、船舶もしくは水上運搬用具、機関車、自動車その他の車両
  - ③設計図書、証書、帳簿、通貨、有価証券その他これらに類する物
  - ④工事を施行するために直接・間接的に必要で工事完成後は撤去される電気配線等の工事用仮設備

## II 建設工事保険

- 1.工事の対象物（完成後引渡しを要する工事の対象物）
- 2.支保工、型枠工、足場工、防護工その他の仮工事の対象物
- 3.工事用仮設備<当該工事専用のもののみ>（電気配線、配管、電話・伝令設備、照明設備、保安設備に限ります。）
- 4.工事用仮設建物およびこれらに収容されている什器・備品<当該工事専用のもののみ>（家具・衣類・寝具・事務用具・非常用具に限ります。）
- 5.工事用材料、工事用仮設材<当該工事専用のもののみ>
- 6.測定工具、検査工具、治具、取付工具、切削工具（1点あたり時価20万円以下）のもの

### 【ご注意】

- ・上記3、4、5については当該工事専用のものに限り、
- ・下記の物件に生じた損害はお支払いの対象外となります。
  - ①据付機械設備等の工事用仮設備・工事用機械器具およびこれらの部品／工具（バックホウ・ユニック・クレーン・掘削機などの建設機械の損害はお支払い対象外となります。）
  - ②航空機、船舶もしくは水上運搬用具、機関車、自動車、その他の車両
  - ③設計図書、証書、帳簿、通貨、有価証券その他これらに準ずる物

### 年間包括契約

保険期間中（保険始期から1年間）に施工しているすべての土木工事

土木工事とは？

土地造成工事・管路布設工事・道路工事・上下水道工事・ダム工事・河川改修工事等。

### 【ご注意】

日本国外で行われる工事、解体のみの工事、撤去のみの工事、設計のみの工事および建物の建設工事等は対象外となります。建物の建設工事を主体とする工事に対する補償が必要なときは、「建設工事補償制度」をご利用ください。

### 年間包括契約

保険期間中（保険始期から1年間）に施工している工事のうち下記に該当する建物に係るすべての工事

- ①建物の建築工事（増築、改築、内外装、修繕工事を含みます。）
- ②建物に付帯する次に掲げる設備工事で、主たる工事その建物の敷地内で行われる工事  
例えば・冷暖房・空調設備／冷凍冷蔵設備／給排水・給湯設備／厨房設備／電話・通信設備／電気配線設備／照明設備／ガス供給設備／防犯・防災設備等の工事

### 【ご注意】

日本国外で行われる工事、土木工事を主体とする工事、既存の建物設備の撤去・解体のみの工事、建物の移設工事および製造・生産設備・その他鋼構造物を主体とする設備の新設、増設または取替・改良・増設工事等は、本制度の対象工事となりません。土木工事を主体とする工事に対する補償が必要なときは、「土木工事補償制度」をご利用ください。

### （JV工事の場合）

甲型（共同施工方式）共同企業体による工事については、保険制度加入者の請負契約比率分のみを対象とし、乙型（分担施工方式）共同企業体による工事については、保険制度加入者の分担工事部分のみを対象とします。

**暫定保険金額** → 保険期間の始期における直近会計年度の対象工事の年間完成工事高となります。

\*新規事業者等で、契約締結時に把握可能な最近の会計年度（1年間）の実績がない場合は、ご加入時に「保険期間中」における見込み数値に基づいて暫定保険料をいただき、満期後にその期間中における確定数値に基づいて確定保険料を計算し、暫定保険料との差額を精算させていただく必要があります。

**1工事当たりの支払限度額** → 1事故かつ1工事期間につき、**2,000万円**もしくは**1工事の保険金額(=請負金額+支給材金額+貸与品の金額+出精値引き金額)**のいずれか低い額となります。

**1事故当たりの免責金額(自己負担額)** → (1)火災・落雷・破裂・爆発の場合：**0円**  
(2)盗難の場合：**10万円**  
(3)(1)(2)以外の事故による場合：復旧費として認定された金額の**20%**。ただし、対象工事の内容によって下記の最低免責金額が適用されます。

最低免責金額	土地造成工事・トンネル工事・ダム工事・港湾工事・海岸工事・河川橋梁工事
最低免責金額	上記以外の土木工事
	<b>30万円</b>

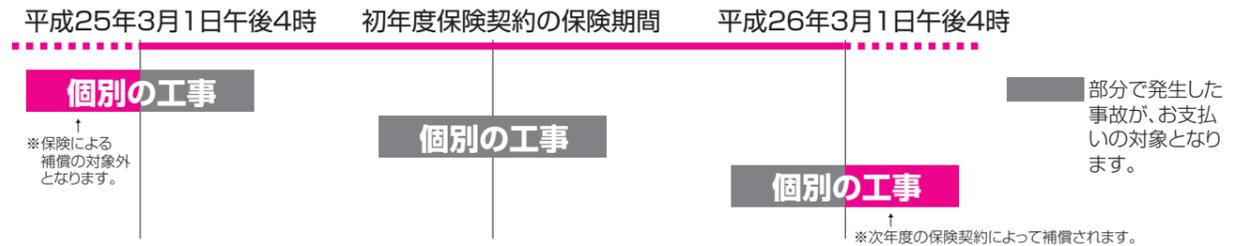
**1工事当たりの支払限度額** → 各工事の保険金額（=**請負契約金額+支給材金額+貸与品+出精値引き金額**）が、当該工事に対する支払限度額となります。

\*工具は、保険期間中**100万円**まで。

**1事故当たりの免責金額(自己負担額)** → 1事故につき**10万円**。ただし、火災、落雷、破裂・爆発の事故については適用しません。

## 保険期間（補償期間）

平成25年3月1日から平成26年3月1日までの1年間とし、以降毎年更新します（保険期間中の中途加入も可能です。）。なお、お支払いの対象となる事故は保険期間中に発生したものに限り、



### 【ご注意】

・補償制度を脱退された場合には、脱退日以後に発生した事故については、保険金のお支払の対象となりません。

## 加入方法

1. 同封の「保険料見積書作成依頼書」に所定事項をご記入のうえ、一般社団法人 愛知県建設業協会にFAX願います。
2. 折り返し「保険料見積書」をFAXにてご連絡します。
3. 「保険料見積書」が届きましたら、同封の「加入申込票」にご記入・ご捺印のうえ、ご返送願います。
4. 保険料を下記口座へお振込みください。

●振込先：中京銀行本店営業部（普）1171542  
愛知県建設業協会補償制度

\*第I部土木工事保険、第II部建設工事保険のいずれか一方または第I部・第II部両方共に加入する方法があります。そのため上記の「保険料見積書作成依頼書」は、第I部・第II部ごとに補償制度の対象とする工事についてご記入願います。  
\*手続き完了後、「加入者証」が届きますので内容をご確認のうえ、大切に保管してください。『加入者証』に記載された契約内容に変更が生じたときは、遅滞なく一般社団法人 愛知県建設業協会・取扱代理店・引受保険会社へご連絡ください。

## 中途加入の場合

保険期間の中途でも加入することができます。「保険料見積書作成依頼書」をご記入のうえ、FAX願います。「保険料見積書」をFAXにてご連絡いたします。以後のお取扱いは、上記「加入方法」と同様です。

## 損害保険料

- ◆補償制度加入者の保険期間の始期における直近会計年度の対象工事の**年間完成工事高**を基準に保険料を算出します。具体的な保険料については、「保険料見積書作成依頼書」に基づき加入希望者にご連絡します。
- ◆一般社団法人 愛知県建設業協会は、三井住友海上火災保険株式会社（100%）と、一般社団法人 愛知県建設業協会を保険契約者とする土木工事保険および建設工事保険の団体契約を締結します。

## 事故が発生した場合

事故が発生した場合には、すみやかに

- 事故発生の日時・場所
- 事故状況・原因
- 損害状況など

について「事故連絡票」にご記入いただき一般社団法人 愛知県建設業協会または三井住友海上火災にFAXにてご報告ください。

### 事故報告

保険契約者または被保険者は、事故が生じたときは、損害の拡大防止または軽減に努めなければなりません。  
●保険の対象について損害が生じたときは、引受保険会社は、保険の対象または工事現場を調査することができます。  
●保険契約者、被保険者もしくはこれらの者の代理人または工事現場責任者は、この調査前に、損害を防止または軽減するのに必要な限度を超えて損害を修理またはその状態を変更してはなりません。ただし、上記の報告後、引受保険会社が7日以内に調査を行わないときはこの限りではありません。

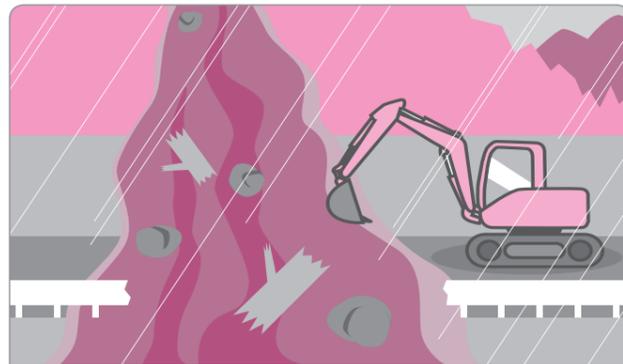
### 事故相談

一般社団法人 愛知県建設業協会および三井住友海上火災では事故解決について十分にご相談をさせていただきます。事故の日から30日以内にご連絡がない場合には、保険金がお支払いできないことがありますので、ご注意ください。

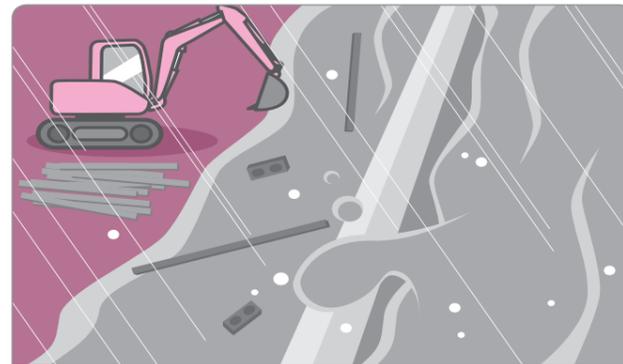
### 保険金の支払いなど

事故のご連絡をいただいた後、保険金請求書類をお送りします。三井住友海上火災による損害状況確認後、必要事項を記載のうえ、ご返送いただきます。必要な手続き完了後、すみやかに保険金をお支払いします。

## 土木工事中の事故例



道路工事中、豪雨により盛土法面が崩壊した



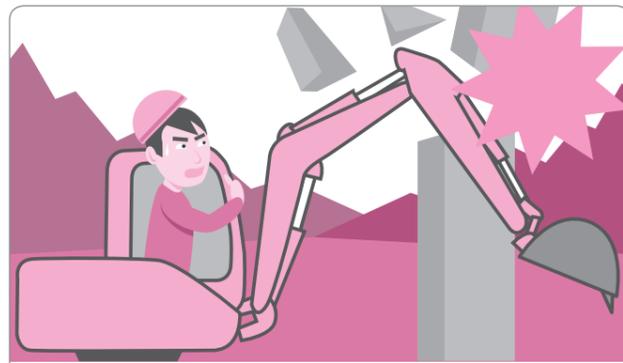
河川の護岸工事中、豪雨により仮締切が決壊し、工事現場に集積していた植生ブロック等の工事用材料、鋼矢板等の工事用仮設材が流失した



下水工事（推進工法）の立杭掘削中、異常湧水により立杭が崩壊した



夜間、現場材料置き場にあったヒューム管等の工事用材料、H形鋼等の工事用仮設材が盗難にあった



作業員または第三者の取扱上の拙劣・過失・第三者の悪意によって生じた損害



火災・爆発・破裂などによって生じた損害

## お支払いする主な事故

- ① 台風、高潮、集中豪雨、洪水による事故
- ② 地すべり、土砂の崩壊、埋没による事故
- ③ 設計・材質・製作・施工の欠陥によって、保険の対象の他の部分（欠陥部分をのぞく部分）に生じた損害
- ④ 土留工・支保工の欠陥による崩壊・埋没による事故
- ⑤ 盗難による事故
- ⑥ 火災、落雷、破裂、爆発、による事故
- ⑦ 作業上のミスその他の偶然な事故
- ⑧ 建設資材の工事現場荷卸し時における破損事故

等

## お支払いする保険金

不測かつ突発的な事故により生じた物的損害の復旧費および下記費用（\*1）を保険金としてお支払いします。

- （\*1）お支払いする費用
1. 保険の対象の復旧に直接必要な地盤注入費用（1事故100万円、1工事期間中200万円を限度に復旧費に算入）
  2. 損害の拡大防止・軽減に直接必要かつ有効な費用。ただし、地盤注入費用は除きます。（1事故100万円、1工事期間中200万円を限度に復旧費に算入）
  3. 残存物取片づけ費用保険金（1事故100万円、1工事期間中200万円を限度に実費を復旧費に算入）
  4. 臨時費用保険金（復旧費（=上記1の費用を含み、2・3の費用を除外した費用）の10%を復旧費に算入。ただし1事故100万円を限度とします。）
- 次の費用・価額は復旧費に含みません。
- ① 工事内容の変更による増加費用
  - ② 研究および手待ち費用
  - ③ 残存物の価額
  - ④ 特約に別途約定されたものに該当しない損害の防止または軽減のために支出した費用
  - ⑤ 請負金額の内訳書の単価を超える費用
  - ⑥ 残業・休日勤務・夜間勤務による増加費用

### 【ご注意】

直接に工事の対象物とならない既設建物の損害は、本制度のお支払いの対象となりません。土木工事作業中に既設建物や第三者に損害を与えた場合の補償が必要な場合は、「第三者賠償事故包括補償制度」をご利用ください。

## お支払の対象とならない主な事故・損害

1. 保険制度加入者（記名被保険者）、受注者、すべての下請負人、発注者または工事現場責任者の故意・重大な過失または法令違反によって生じた事故
2. 保険の対象の設計・材質・製作・施工の欠陥の修理・取替・補強に要した費用またはその他の追加費用。ただし、これらの欠陥によって保険の対象の他の部分について生じた損害を除きます。
3. 保険の対象の性質またはその自然の消耗
4. 寒気、霧、氷または雪によって生じた損害
5. 湧水の止水または排水費用
6. 掘削工事にともなう余堀りまたは肌落の損害
7. 地震もしくは噴火またはこれらによる津波
8. 矢板、杭、H形鋼その他これらに類するものの打込みもしくは引抜きの際に生じた曲損もしくは破損または引抜き不能の損害
9. 切土・盛土法面、整地面または自然面の肌落ちもしくは浸食の損害
10. 芝・樹木その他の植物の枯死（当該植物の生命が全く断たれた状態をいいます。）。ただし、火災によって7日以内に枯死した場合は、お支払の対象となります。
11. 矢板、杭、H形鋼、地中壁その他これらに類する物（以下「矢板等」といいます。）の継目から土砂、水または土砂水が流入した場合の排土・排水費用、清掃費用またはこれらのものを流入を防止するために要する費用。ただし、不測かつ突発的な事故により矢板等に損害が生じたために土砂、水または土砂水が流入した場合は、お支払の対象となります。
12. 基礎、支持地盤等の支持力不足に起因して沈下した保険の目的の位置の矯正費用
13. コンクリート部分のひび割れの損害。ただし、不測かつ突発的な外来の作用により生じたひび割れは、お支払の対象となります。
14. シールド機械、推進管、セグメント等の方向、位置矯正のために要した費用および推進不能の損害
15. 推進中の推進管の刃口に生じた損害
16. ケーソンのひずみ、たわみ、沈下不能の損害または沈下位置の矯正に要する費用
17. 舗装工事またはこれに類する工事における仕上げ表面の波状変形、剥離、亀裂等の工事不出来部分の修理費用
18. 土取場または土捨場における土砂崩壊によって生じた損害。ただし、土取場または土捨場における本工事（完成後引渡しを要する工事の対象物）について生じた土砂崩壊は、お支払の対象となります。
19. 調整地、沈砂池、排水溝、暗渠、埋設管、排水路その他これらに類似の物（以下「調整池等」といいます。）に流入した土砂、水、岩石、草木その他これらに類する物を除去する費用。ただし、調整池等に損壊が生じた場合は、お支払の対象となります。
20. 支保工建込後に土圧によって支保工、掛矢板もしくはこれらに類似のものに生じた損害。ただし、落盤もしくは切羽の崩壊により他の保険の目的と同時に損害が発生した場合は、お支払いの対象となります。
21. 海水のたまりを除去する費用
22. 不発爆弾または機雷によって生じた損害
23. 損害発生後30日以内に知ることができなかった盗難または残材調査の際に発見された紛失・不足の損害
24. 除雪費用。ただし、損害の生じた保険の目的の修理に要する除雪費用はお支払いします。
25. 温度変化・湿度変化による膨脹、縮小または凍結の損害
26. 契約の申込日以前（申込日を含みます。）に気象庁がその発生および命名を発表した台風によって生じた損害（その台風により影響された他の低気圧または前線による強風および豪雨によって生じた損害を含みます。）
27. 浚渫部分に生じた埋没または隆起の損害
28. 捨石、被覆石、消波ブロックまたはこれらに類するものの洗掘、沈下または移動によって生じた損害

等

## 建設工事中の事故例



地すべりまたは土砂崩れなどによって生じた損害



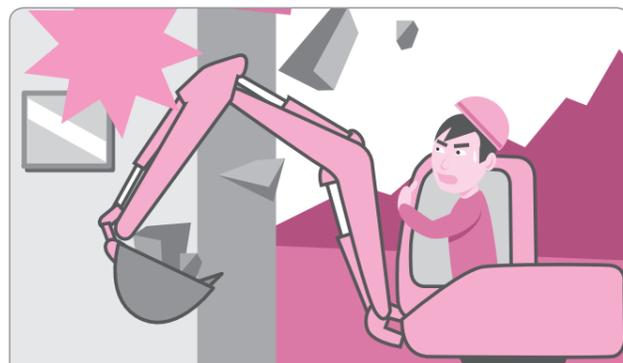
台風・突風・暴風雨・集中豪雨・洪水によって生じた損害



設計・施工・材質または製作の欠陥によって生じた損害



盗難による損害（損害発生後30日以内に発見されたもの）



作業員の取扱上の拙劣・過失または第三者の悪意によって生じた損害



火災・爆発・落雷などによって生じた損害

## お支払いする主な事故

- ①火災、落雷、破裂・爆発による事故
- ②風水災による事故
- ③盗難による事故
- ④設計や材質の欠陥による事故
- ⑤作業上のミスその他の偶然な事故
- ⑥建設資材の工事現場荷卸し時における破損事故
- ⑦雪災・ひょう災事故による建物への直接損害
- ⑧工事現場外にある資材置場または工場から、工事現場への**工事中材料等**の陸上運送中に、自動車事故によって**工事中材料等**が被った損害。但し、1事故につき100万円をお支払い限度額とします。 等

## お支払いする保険金

不測かつ突発的な事故により生じた物的損害の原状復旧費及び下記費用（\*1）を保険金としてお支払いします。

- （\*1）お支払いする費用
1. 損害復旧のため工事の対象物以外のものの取り壊しを必要としたとき、それを取り壊し直前の状態に普及するための費用
  2. 早急に復旧を行うための急行貨物運賃や割増賃金（時間外・休日勤務手当等）  
（上記1、2の費用についての共通支払限度額は1事故100万円、1工事期間中200万円を限度に復旧費に算入）
  3. 損害復旧時点における資材の単価アップにより発生する追加費用（請負金額の内訳書の単価の10%を限度に復旧費に算入）
  4. 臨時費用保険金（（復旧費－免責金額）×20%、ただし1事故300万円を限度とします。）
  5. 残存物取片づけ費用保険金（実費、ただし1事故あたり（復旧費－免責金額）×10%を限度とします。）
  6. 損害の拡大防止・軽減に直接必要かつ有効な費用（復旧費に算入）
- 次の費用・価額は復旧費に含みません。
- ①仮修理費（本修理の一部を為すと認められないもの）
  - ②排土・排水費用
  - ③工事内容の変更または改良による増加費用
  - ④研究および手待ち費用
  - ⑤残存物の価額

### 【ご注意】

直接に工事の対象物とならない既存建物の損害は、本制度のお支払いの対象となりません。建物増築や修繕などで、既存建物に損害を与えた場合の補償が必要な場合は、「第三者賠償事故包括補償制度」をご利用ください。

## お支払の対象とならない主な事故・損害

1. 保険制度加入者（記名被保険者）、受注者、すべての下請負人、発注者または工事現場責任者の故意・重大な過失または法令違反によって生じた事故
2. 保険の対象の性質・欠陥またはその自然消耗・劣化の損害
3. 保険の対象の設計・施工・材質または製作の欠陥を除去するための費用
4. 損害発生後30日以内に知ることができなかった盗難または残材調査の際に見つかった紛失・不足の損害
5. 風・雨・ひょうもしくは砂じんの吹込み（建物の直接破損を伴わない場合）
6. 工事中仮設材として使用される矢板・くい・H形鋼その他これらに類する物の打込み・引き抜きの際の曲損、破損または引き抜き不能の損害
7. 湧水の止水または排水費用
8. コンクリート部分のひび割れまたは強度不足の損害。ただし、不測かつ突発的な外来的作用により生じたひび割れは、お支払いの対象となります。
9. 工事現場外の恒久施設およびそれに収容される建設資材、工事中仮設物及び什器・備品に生じた損害
10. 据付機械設備などの工事中仮設物および工事中機械器具ならびにこれらの部品に生じた損害
11. 保険の対象が保険証券記載の工事以外の用途に使用された場合において、その使用によってその使用部分に生じた損害
12. 除雪費用。ただし、損害の生じた保険の対象の修理に要する除雪費用はお支払いします。
13. 温度変化・湿度変化による膨脹、縮小または凍結の損害
14. 芝、樹木その他の植物に生じた損害
15. 契約の申込日以前（申込日を含みます。）に気象庁がその発生および命名を発表した台風によって生じた損害（その台風により影響された他の低気圧または前線による強風および豪雨によって生じた損害を含みます。）
16. 自動車、船舶その他の車両に生じた事故
17. 設計図書、帳簿、通貨などに発生した損害
18. 戦争、革命、内乱、暴動または官公庁による差押え・没収・破壊によって生じた損害
19. 地震もしくは噴火またはこれらによる津波によって生じた損害
20. 原子力または放射能汚染によって生じた損害
21. コンピュータ機器・ソフトウェア日時認識・日付変更の誤り等によって生じた損害 等

### ■住宅金融公庫等融資物件について

住宅金融公庫等から融資を受けて建築する建物については、住宅金融公庫融資住宅等火災保険契約等の特約火災保険を契約することが義務づけられており、特約火災保険で保険金が支払われる損害については、この保険ではお支払いできなくなりますので、ご注意ください。

# 重要事項のご説明

この書面では建設工事保険・土木工事保険に関する重要事項についてご説明しておりますので、内容を十分ご確認ください。  
ご契約の内容は、普通保険約款および適用される特約によって定まります。普通保険約款および適用される特約が必要な場合には、取扱代理店または当社までお申出ください。  
申込人と被保険者（補償の対象者）が異なる場合には、この書面に記載の事項につき、被保険者の方にも必ずご説明ください。  
工事の種類等によりお引受ができない場合がありますので、詳細は取扱代理店または当社までお問い合わせください。

\* 加入申込票への署名または記名・押印は、この書面の受領印を兼ねています。  
\* この書面を、ご契約後にお届けする加入者証とあわせて保管くださいますようお願いいたします。

## 契約概要のご説明

ご加入に際して特にご確認いただきたい事項をこの「契約概要」に記載しています。ご加入される前に必ずお読みいただき、お申込みくださいますようお願いいたします。この書面はご契約に関するすべての内容を記載しているものではありません。詳細は普通保険約款および特約でご確認ください。また、ご不明な点については、取扱代理店または当社までお問い合わせください。

## 1. 商品の仕組みおよび引受条件等

### (1) 商品の仕組み

<建設工事保険>

建設工事保険普通保険約款 + 自動セット特約 + 各種特約

<土木工事保険>

土木工事保険普通保険約款 + 自動セット特約 + 各種特約

### (2) 補償内容

- 被保険者  
保険契約により補償を受けられる方をいい、対象工事にかかわる発注者および受注者と、そのすべての下請負人が被保険者となります。ただし、適用される特約により被保険者が異なる場合がありますので、詳細は普通保険約款および特約をご覧ください。
- 保険金をお支払いする主な場合  
工事現場において、不測かつ突発的な事故によって保険の対象について生じた損害に対して保険金をお支払いします。  
\* 台風、暴風などの風災、高潮・洪水などの水災、豪雨による土砂崩れもしくは崖崩れ、ひょう災、豪雪、雪崩、氷、降雨またはこれらに類似の事由によって生じた事故は、保険期間中72時間以内に生じた事故を1回の事故とみなして保険金をお支払いします。  
保険金をお支払いする条件は適用される特約によって異なりますので、詳細は普通保険約款および特約をご覧ください。
- お支払いする保険金  
このパンフレット「建設工事・土木工事総合補償制度」本文をご参照ください。
- 保険金をお支払いしない主な場合（主な免責事由）  
補償の種類ごとに保険金をお支払いしない場合があります。主な場合については、このパンフレット「建設工事・土木工事総合補償制度」本文をご参照ください。このパンフレット「建設工事・土木工事総合補償制度」本文記載の免責事由以外にもお支払いしない場合があります。保険金をお支払いしない場合の詳細は普通保険約款および特約の「保険金をお支払いしない場合」等の項目に記載されておりますので必ずご確認ください。

### (3) セットできる主な特約

セットできる主な特約はこのパンフレット「建設工事・土木工事総合補償制度」本文をご参照ください。特約の内容の詳細は、普通保険約款および特約でご確認ください。

### (4) 対象とする工事

このパンフレット「建設工事・土木工事総合補償制度」本文をご参照ください。

### (5) 保険期間

この保険の保険期間は1年間です。お客さまが実際にご加入いただく保険期間につきましては、このパンフレット「建設工事・土木工事総合補償制度」本文または加入申込票の保険期間欄にてご確認ください。

### (6) 引受条件（支払限度額・保険金額、免責金額の設定）

このパンフレット「建設工事・土木工事総合補償制度」本文をご参照ください。

## 2. 保険料

保険料は、支払限度額、免責金額、工事期間、工事種類、完成後建物の構造級別等によって決定されます。詳細は、取扱代理店または引受保険会社までお問い合わせください。お客さまが実際にご加入いただく保険料につきましては、加入申込票の保険料欄にてご確認ください。

## 3. 保険料の払込方法について

このパンフレット「建設工事・土木工事総合補償制度」本文をご参照ください。

## 4. 満期返れい金・契約者配当金

この保険には、満期返れい金・契約者配当金はありません。

## 5. 解約返れい金の有無

ご加入契約の脱退（解約）に際しては、ご契約の保険期間のうち未経過であった期間の保険料を解約返れい金として返還いたしますが、始期日から解約日までの期間に応じてお払込みいただくべき保険料の払込状況により、追加のご請求をさせていただく場合があります。[注意喚起情報のご説明](#)の「5. 解約と解約返れい金」をご参照ください。

## 注意喚起情報のご説明

ご加入に際して申込人にとって不利益になる事項等、特にご注意いただきたい事項をこの「注意喚起情報」に記載しています。ご加入される前に必ずお読みいただき、ご加入くださいますようお願いいたします。  
この書面はご加入に関するすべての内容を記載しているものではありません。詳細は普通保険約款および特約でご確認ください。また、ご不明な点については、取扱代理店または引受保険会社までお問い合わせください。

## 1. ご契約申込みの撤回等（クーリングオフ）

この保険は、クーリングオフの対象ではありません。

## 2. 告知義務・通知義務等 ～ご契約締結時の注意事項、ご契約後にご連絡いただくべき事項（通知義務）～

### (1) ご加入時における注意事項（告知義務－加入申込票の記入上の注意事項）

#### 特にご確認ください

申込人および被保険者には、ご加入時に加入申込票（引受保険会社にこの保険にご加入申込みをするために提出する書類をいい、申込みに必要な内容を記載した付属書類がある場合は、これらの書類を含みます。）の記載事項について事実を正確に告知いただく義務（告知義務）があり、取扱代理店には告知受領権があります（取扱代理店に対して告知いただいた事項は、引受保険会社に告知いただいたものとなります。）。  
加入申込票に記載された内容のうち、※印がついている項目は危険に関する重要な事項です。この項目が、事実と違っている場合、または事実を記載しなかった場合には、ご加入を解除し、保険金をお支払いできないことがありますので、加入申込票の記載内容を必ずご確認ください。

### (2) ご加入後にご連絡いただくべき事項（通知義務等）

#### 特にご確認ください

ご加入後、次のいずれかに該当する事実が発生した場合には、あらかじめ（事実の発生が申込人または被保険者の責任によらない場合は遅滞なく）取扱代理店または引受保険会社にご通知ください。  
ご通知がない場合、ご契約を解除し、保険金をお支払いできないことがありますので、十分ご注意ください。

- 加入申込票記載の施工者を変更する場合
- 工事を追加し、変更し、中断または放棄する場合
- 設計、仕様または施工方法を著しく変更する場合
- ご加入時にご提出いただいた告知書、申告書等の記載内容に変更が生じる場合

また、ご加入後、次に該当する事実が発生する場合には、ご加入内容の変更等が必要となりますので、遅滞なく取扱代理店または引受保険会社にご通知ください。

- ◇ご住所の変更等、加入者証に記載された事項を変更する場合
- ◇特約の追加・削除等、契約条件を変更する場合

## 3. 補償の開始時期

保険期間は加入者証記載の始期日の午後4時（保険申込書またはセットされる特約にこれと異なる時刻が記載されている場合にはその時刻）に開始します。ただし、補償の開始時期は[契約概要のご説明](#)の「1.商品の仕組みおよび引受条件等（4）保険期間・保険責任期間」をご参照ください。なお、保険料（分割払の場合は第1回分割保険料）は、特約により保険料の払込みが猶予される場合を除いて、ご加入と同時に払い込んでください。保険料の払込みがない場合、保険期間が始まった後であっても、始期日から取扱代理店または当社が保険料を領収するまでの間に生じた事故に対しては保険金をお支払いしません。

## 4. 保険金をお支払いしない主な場合等

### (1) 保険金をお支払いしない主な場合（特にご確認ください）

このパンフレット「建設工事・土木工事総合補償制度」本文をご参照ください。このパンフレット「建設工事・土木工事総合補償制度」本文記載の免責事由以外にもお支払いしない場合があります。保険金をお支払いしない場合の詳細は普通保険約款および特約の「保険金を支払わない場合」等の項目に記載されておりますので必ずご確認ください。

### (2) 重大事由による解除

- 次のことがあった場合は、ご契約を解除し、保険金をお支払いできないことがあります。
  - ①引受保険会社に保険金を支払わせることを目的として損害を生じさせ、または生じさせようとしたこと。
  - ②保険金の請求について詐欺を行い、または行おうとしたこと。
  - ③①および②と同程度に引受保険会社の信頼を損ない、保険契約の存続を困難とする重大な事由を生じさせたこと。

### (3) 保険の対象の調査

保険の対象や工事現場を調査させていただくことがあります。この調査を正当な理由なく拒んだ場合は、ご契約を解除し保険金をお支払いできないことがあります。

### (4) 失効について

この保険契約が失効した場合、未経過期間分の保険料を返還します。詳細は取扱代理店または当社までお問い合わせください。

## 5. 解約と解約返れい金

この保険契約から脱退（解約）される場合は、取扱代理店または当社まで速やかにお申出ください。

■解約日から満期日までの期間に応じて、解約返れい金を返還させていただきます。ただし、解約返れい金は原則として未経過期間(右図をご参照ください。)分よりも少なくなります。

たとえば、保険期間1年・一時払のご契約を始期日から6か月後に解約した場合、解約返れい金はお支払いいただいた保険料の半分よりも少なくなります。詳細は普通保険約款および特約でご確認ください。

■ご解約に伴い、保険料のお支払い状況等の条件によっては、解約日または満期日等までの期間にお支払いいただくべき保険料について追加のご請求をさせていただくことがあります。追加のご請求をさせていただいたときには、その保険料をお支払いいただく必要があります。

■保険契約を解約される場合、払込みいただいた保険料が保険証券に記載された最低保険料（保険証券に記載がない場合は5,000円とします。）未満のときは、その差額をお支払いいただく必要があります。



## 6. 保険会社破綻時等の取扱い

引受保険会社の経営が破綻した場合など保険会社の業務または財産の状況の変化によって、ご契約時にお約束した保険金、解約返れい金等のお支払いが一定期間凍結されたり、金額が削減されたりすることがあります。

引受保険会社が経営破綻に陥った場合の保険契約者保護の仕組みとして、「損害保険契約者保護機構」があり、当社も加入しております。この保険は、保険契約者が個人、小規模法人（破綻時に常時使用する従業員等の数が20人以下の法人をいいます。）またはマンション管理組合である場合に限り、「損害保険契約者保護機構」の補償対象となります（保険契約者が個人、小規模法人、マンション管理組合（以下、「個人等」といいます。）以外の者である保険契約であっても、その被保険者である個人等がその保険料を実質的に負担すべきこととされているもののうち、その被保険者にかかわる部分については、上記補償の対象となります。）。

補償対象となる場合には保険金や解約返れい金は80%まで補償されます。ただし、破綻前に発生した事故および破綻時から3か月までに発生した事故による保険金は100%補償されます。

## その他のご説明

ご加入に際してご確認いただきたいその他の事項を記載しています。ご加入される前に必ずお読みいただき、お申込みくださいますようお願いいたします。

この書面はご契約に関するすべての内容を記載しているものではありません。詳細は普通保険約款および特約でご確認ください。また、ご不明な点については、取扱代理店または当社までお問い合わせください。

## 1. ご加入時にご注意いただきたいこと ~注意喚起情報のほかにご注意いただきたいこと~

### (1) 取扱代理店の権限

このパンフレット「建設工事・土木工事総合補償制度」本文をご参照ください。

### (2) ご加入条件

次のような場合には、保険期間終了後、継続加入できないことや補償内容を変更させていただくことがあります。あらかじめご了承ください。

○著しく保険金請求の頻度が高いなど、加入者相互間の公平性を逸脱する極端な保険金支払またはその請求があった場合

### (3) 保険料算出のための確認資料

詳細は取扱代理店または引受保険会社までお問い合わせください。

## 2. ご契約後にご注意いただきたいこと ~注意喚起情報のほかにご注意いただきたいこと~

### (1) 加入者証の確認・保管

ご加入いただいた後にお届けする加入者証は、内容をご確認のうえ、大切に保管してください。

### (2) 保険料の精算について

保険料が完成工事高または売上高等の見込み数値に対する割合によって定められている場合は、保険期間終了後、保険料を確定するために必要な資料を遅滞なく引受保険会社にご提出いただけます。確定した完成工事高または売上高等に基づき算出された保険料（最低保険料に達しないときは最低保険料）と暫定保険料に過不足があるときは、その差額を精算させていただきます。ただし、予め保険料を確定する特約がセットされたご契約を除きます。予め保険料を確定する特約条項の内容、セットできるご契約の範囲につきまして、取扱代理店または引受保険会社にお問い合わせください。

## 3. 事故が起こった場合の手続

### (1) 事故にあわれたときの当社へのご連絡等

事故が発生したときは、あわてず、落ち着いて、次の処置を行ったうえで、取扱代理店または引受保険会社までご連絡ください。保険金請求手続について詳しくご案内いたします。

①損害の発生および拡大の防止 ②相手の確認 ③目撃者の確認

### 三井住友海上へのご連絡は

24時間365日事故受付サービス

「三井住友海上事故受付センター」

0120-258-189 (無料)

事故は いち早く

## (2) 保険金のご請求時にご提出いただく書類

被保険者または保険金を受け取るべき方（これらの方の代理人を含みます。）が保険金の請求を行うときは、下表の書類のうち、事故受付後に当社が求めるものをご提出いただけます。詳細は取扱代理店または引受保険会社までご相談ください。

\*1 特約に基づいて保険金の請求を行うときは、下表の書類のほか各特約で必要となる書類をご提出いただけます。

\*2 事故の内容、損害額、傷害の程度等に応じて、下表の書類以外の書類をご提出いただくようお願いする場合がありますので、ご了承ください。

保険金のご請求に必要な書類	書類の例
(1) 当社所定の保険金請求書	当社所定の保険金請求書
(2) 当社所定の事故内容報告書、およびその他これに類する書類 (注) (注) 事故発生状況・日時・場所、事故の原因、損害または費用発生の有無を確認するための書類をいいます。	当社所定の事故内容報告書、罹災証明書、盗難届出証明書
(3) 損害または費用の発生を確認する書類	復旧工事見積書、復旧工事工程表（写）、復旧工事出面表（写）、請負工事の工程表（写）、作業日報（写）、リース契約書（または納品書）（写）、損害が生じた物の全体像および被害箇所・被害の程度のわかる写真、残存物取片づけ費用・原状復旧費用・航空貨物輸送運賃に関する領収書・明細書
(4) 保険の対象および工事の内容を確認する書類	請負工事契約書（写）、JVの場合にはJV協定書（写）、工事概要書・仕様書（写）、請負工事金額内訳書（写）、実行予算書（写）、請負工事工程表（写）、作業日報（写）、工事設計図面、固定資産台帳・取得時の領収書・売買契約書等（写）、保険の対象を撮影した写真
(5) その他必要に応じて当社が求める書類 ①保険金請求権者を確認する書類	住民票、戸籍謄本、委任状、印鑑証明書、法人代表者資格証明書、代表者事項証明書
②当社が事故または損害の調査を行うために必要な書類	当社所定の同意書
③他から支払われる損害賠償金・保険金・給付金等の額を確認する書類	示談書、判決書、被害者からの領収書、保険会社からの支払通知書
④保険金の請求を第三者に委任したことを確認する書類	委任を証明する書類および委任をした方の印鑑証明書または法人代表者資格証明書
⑤共同不法行為の場合に第三者等に対する権利の移転を確認する書類	権利移転証（兼）念書

■引受保険会社は、保険金請求に必要な書類 (注1) をご提出いただいてからその日を含めて30日以内に、保険金をお支払いするために必要な事項 (注2) の確認を終えて保険金をお支払いします。(注3)

(注1) 保険金請求に必要な書類は、上記の表をご覧ください。

(注2) 保険金をお支払いする事由発生の有無、保険金をお支払いしない事由の有無、保険金の算出、保険契約の効力の有無、その他当社がお支払いすべき保険金の額の確定のために確認が必要な事項をいいます。

(注3) 必要な事項の確認を行うために、警察など公の機関の捜査結果の照会、損害保険鑑定人・医療機関など専門機関の診断・鑑定等の結果の照会、災害救助法が適用された被災地における調査、日本国外における調査等が不可欠な場合には、普通保険約款および特約に定める日数までに保険金をお支払いします。この場合、当社は確認が必要な事項およびその確認を終える時期を被保険者に通知します。

■保険金請求権については時効（3年）がありますのでご注意ください。保険金請求権の発生時期等の詳細は、普通保険約款および特約でご確認ください。

## 4. 個人情報の取扱いについて

本保険契約に関する個人情報について、引受保険会社が次の取扱いを行うことに同意のうえお申し込みください。

本保険契約に関する個人情報は、引受保険会社が本保険引受の審査および履行のために利用するほか、引受保険会社および引受保険会社のグループ会社が本保険契約以外の商品・サービスのご案内・ご提供や保険引受の審査および保険契約の履行のために利用したり、提携先・委託先等の商品・サービスのご案内のために利用することがあります。ただし、保健医療等の特別な非公開情報（センシティブ情報）の利用目的は、保険業法施行規則に従い、業務の適切な運営の確保その他必要と認められる範囲に限定します。

また、本保険契約に関する個人情報の利用目的の達成に必要な範囲内で、業務委託先（保険代理店を含む）、保険仲立人、医療機関、保険金の請求・支払に関する関係先等に提供することがあります。

詳細については、三井住友海上ホームページ（<http://www.ms-ins.com>）をご覧ください。

### 保険に関する相談・苦情・お問い合わせは

「三井住友海上お客さまデスク」

0120-632-277 (無料)

受付時間:平日 9:00~20:00

土日・祝日 9:00~17:00(年末・年始は休業させていただきます。)

### 指定紛争解決機関

引受保険会社は、保険業法に基づく金融庁長官の指定を受けた指定紛争解決機関である一般社団法人日本損害保険協会と手続実施基本契約を締結しています。引受保険会社との間で問題を解決できない場合には、一般社団法人日本損害保険協会にご相談いただくか、解決の申し立てを行うことができます。

一般社団法人日本損害保険協会 そんぽADRセンター

0570-022-808 (ナビダイヤル(有料))

【受付時間】平日9:15~17:00

詳しくは、(財)日本損害保険協会のホームページをご覧ください。(http://www.sonpo.or.jp/)